

第24回清瀬市みどりの環境保全審議会（要旨）

[日 時] 平成30年1月23日（火） 9：30～11：00
[場 所] 清瀬市中清戸地域市民センター 第二会議室
[出席者] 委 員 7名（欠席 1名）
事務局 3名 清瀬市 都市整備部 水と緑の環境課

[議事次第]

1. 緑地環境保全区域の解除について
2. 中里一丁目緑地の萌芽更新計画について
3. その他

[配布資料]

次第

資料1 「緑地環境保全区域の買取りの申出について」（4枚綴り）

資料2 「中里一丁目緑地萌芽更新予定年度」

資料3 「下清戸道東緑地更新後の樹木成長記録」（2枚綴り）

《1. 緑地環境保全区域の解除について》

事務局から資料1の説明後、審議に入った。

市全体の緑の面積は減ってしまうが、

- ・住宅に囲われた周辺環境
- ・貴重な植生がない。以前審議会から答申した「みどりの公有地化の基本方針」でA～CのうちCランク
- ・緑地として残すには、購入金額に見合わない

以上の意見から、審議会の結論として解除は止むを得ないという結果になった。

《2. 中里一丁目緑地の萌芽更新計画について》

事務局から資料2の説明。29年度は「一次更新」の場所で高木42本、枯れ4本、計46本伐採を行ったこと、今年も発生材を加工し、シイタケのほだ木や薪材として、来週から市民に配布することを報告。

- ・ほだ木や薪材にならないような枝の処分について、現在は業者処分としているが、ウッドチップにするよう提案された。
- ・クヌギが必要であれば補植する必要がある。

次回、中里一丁目緑地を視察することになった。

事務局から資料3の説明。会議当日に予定していた下清戸道東緑地内の樹木の生長の測定結果で、概ね1m生長していることを報告。

- ・皆伐しても、このくらいの年月が経てば、林としての形態ができていることが分かる。あとは切り方だが、資料2のように複数年で切っていけば、林のない時期は短く、次が育っていれば、市民に安心感を持ってもらえる。
- ・資料3をもとにグラフを作り、4年経てばこうなるという裏付けとして、見せることもできる。折れたり曲がったりしたものを除いて、これを樹種ごとに横軸に直径、縦軸に高さをとって、種の平均カーブをとれば、毎年何cmくらい伸びているかが分かる。それを直線で結んでいけば、何年でどのくらいの高さになるか、予想も立つ。
- ・実生木は、この表の高木だけではなく、中低木もあるか。
⇒残している。この表は、最初に測定するために指定した129本で、この他にも高木はあり、低木も残っている。

《3. その他》

緑地保全基金を増やす取組みについて

- ・開発に伴って寄附される小さな公園は、開発面積が2,000㎡以上3,000㎡未満で条件に合えば、金銭納付も可能で緑地保全基金に積み立てられる。
- ・小さな公園は必要あるのか。維持管理も大変だし、売って基金に入れれば良いのではないか。
- ・利用がないところは、売ってしまうのが良いと思うが、防火水槽がある関係で売ることが難しいこともある。

次回日程 2月26日（月） 午前9時30分～